



2026年3月10日

複雑化する米ドル建てステーブルコインの取引動向

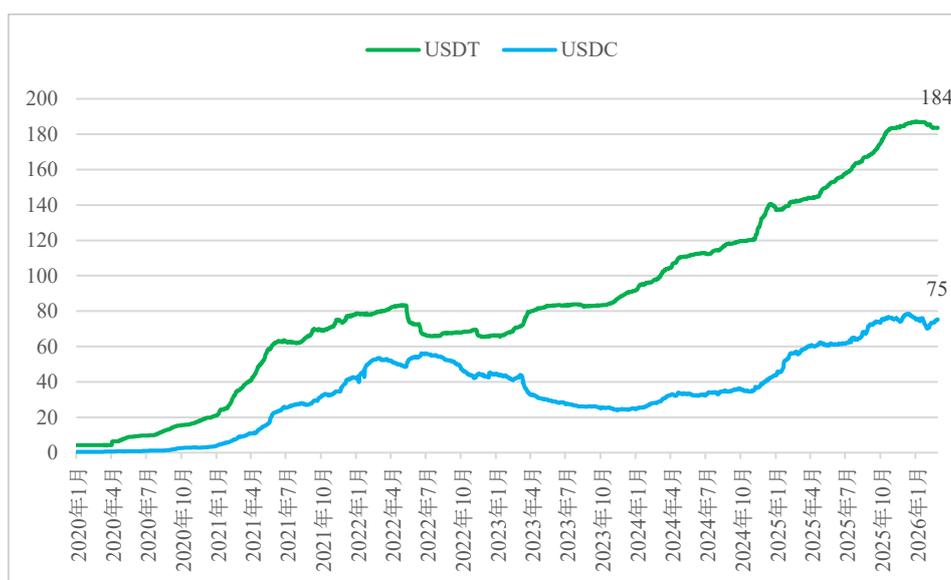
公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 宮川真一

1. GENIUS Act 成立と米ドル建てステーブルコインの発行額

2025年7月、米国において GENIUS Act が成立した。同法はステーブルコイン（以下、SC）発行者に対して発行額と同額以上の安全資産（預金・短期国債等）の保有や適切な情報開示等を義務付けることで、利用者の安全性を確保し、迅速で低コストなデジタル決済基盤の整備を目指す政府デジタル資産戦略の一環である。これを契機に暗号資産の一種である SC に対する国際的な関心が改めて高まっている。

2026年2月時点で、暗号資産市場における SC 発行総額は約 2,800 億米ドルに達し、そのうち約 9 割は USDT と USDC（いずれも米ドル建て）の 2 つが占めている（図表 1）。発行額の多い USDT を中心に、暗号資産取引所のほか、取引所外においても主に暗号資産間の決済、貸付等に利用されているとされる。

図表 1 USDT・USDC 発行額推移



(資料) Coingecko より国際通貨研究所作成

(単位) USD Billion

米国での SC 活用に向けた取り組みは、米国に拠点を置き、裏付資産の安全性が高く法令順守の姿勢の強い USDC を中心に進むものとみられる。一方、USDT は米国外（エルサルバドル等）に拠点を置くこと、裏付資産にビットコインや希少金属等のリスク資産を含むこと、監査の不透明さ等から、SC 発行体として米国政府からの認可取得は困難との見方が主流。

2. 取引所における SC 取引の動向

SC を含めた暗号資産の取引が行われている取引所には、特定の企業や組織が運営母体となりユーザーの資産を預かって取引を仲介する中央集権型取引所（Centralized Exchange/CEX）と、仲介者なしでユーザー同士がブロックチェーン上で取引を行う分散型取引所（Decentralized Exchange/DEX）の二種類あるが、取引の多くは CEX で行われている¹。そこで、取扱高上位 20（本稿執筆時点、24 時間）の CEX を抽出し、その設立国を整理した（図表 2）。GENIUS Act の施行により米国の厳格な管理下に置かれると想定される取引所は Tapbit、Coinbase の二つに限られ、取引高の約 76%は米国外の取引所に偏在している。

図表 2 取扱高上位 20 CEX の設立国別分類

設立国	取引所	取扱高割合
米国	Tapbit、Coinbase	約 24%
米国外 (規制あり ²)	CoinUO.io（シンガポール）、CoinW（UAE） Crypto.com Exchange（マルタ）、Bullish（ジブラルタル）、CroveX（オーストラリア）	約 30%
米国外 (規重整備途上)	BINANCE（ケイマン）、BitMart（ケイマン）、 BTSE（BVI）、Pionex（BVI）、Lbank（BVI）、 Coinstore（BVI）、Biconomy.com（BVI）、Bybit（BVI）、 MEXC（セイシェル）、Azbit（セイシェル）、KUCOIN （セイシェル）、KCEX（セイシェル）、Gate（パナマ）	約 46%

（資料）各種資料より国際通貨研究所作成 （注）BVI：British Vergin Islands

3. 取引所外も含めた SC 取引の動向

Visa が公表する取引所外も含めた SC 取扱高の月次推移を確認すると、USDT・USDC とともに、取引所（CEX・DEX）内よりも、取引所を介さない Other (Adjusted) および Other Categorized³での取引高が徐々に拡大していることが分かる（次頁、図表 3）。

とりわけ、直近の推移においては、USDT の取扱高が減少する一方、USDC が Other 領域を中心に増加し、USDT を逆転する現象が起きている。これは、先進国を中心とした SC 規制強化の取り組みが、より安全性の高い USDC を選好しつつ、規制の及ばな

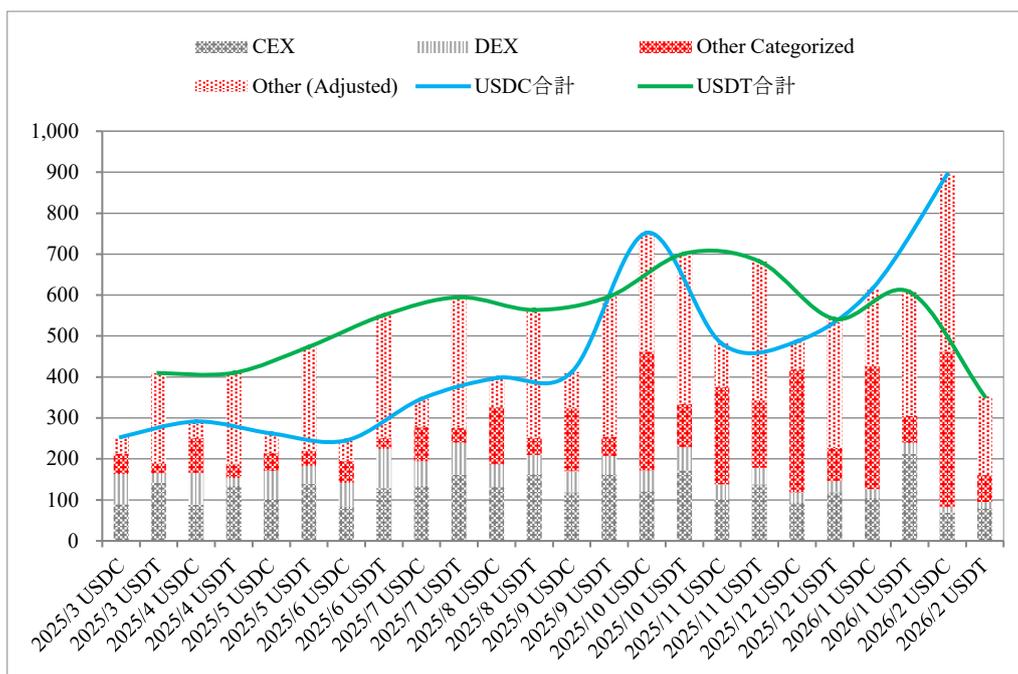
¹ 本稿執筆時点の取扱高（24 時間）CEX：USD141billion、DEX：USD9billion（Coingecko、2026.02.26 閲覧）

² 自国に拠点を置く取引所に対し、ライセンスや管理監督制度等、何らかの制度設計を行っている国を（規制あり）とし、それ以外を（規重整備途上）とした。

³ Other (Adjusted)：ラベル付けされていないアドレスからの取引（但し、過去 30 日間で、トランザクション 1,000 回、送金総額 1,000 万ドル未満のもの）。Other Categorized：貸付、投資ファンド、発行・償還、法定通貨との交換等、用途が特定されている取引。

い Other 領域での活用を促す動きに繋がっている可能性を示唆している。

図表 3 USDT・USDC 取扱高



(資料) Visa Onchain Analytics Dashboard より国際通貨研究所作成

(単位) USD Billion

4. 取引動向の複雑化と国際協調の必要性

SC 規制の厳格化は取引市場の透明性を高め利用者保護を強化する反面、利用条件の厳格化やアクセスコストに影響を及ぼすことも考えられる。これまで USDT を利用した CEX での暗号資産取引が中心であったが、取引所外での USDC の利用が徐々に拡大するなど、SC の取引動向は複雑化しており、実態把握は容易ではない。

今後は、国内規制の高度化に加え、国外取引所や取引所外の取引の透明性を高め、越境決済での活用に向けた国際協調の枠組みをいかに構築するかが重要になる。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2026 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話: 03-3510-0882 (代)

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>